

株 主 各 位

大阪市城東区今福東1丁目4番12号

株式会社イトキ

代表取締役社長 松 井 正

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年3月26日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第63期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の景気は、東日本大震災の復旧関連需要等を背景に、企業収益の改善や個人消費が増加するなど、緩やかに持ち直してまいりましたが、欧州債務問題による世界経済の下振れリスクが払拭されず、また日中関係の悪化や新興諸国の成長力の低下等もあり、先行きがやや不透明な状況で推移しました。年度後半ではこれらの影響を受け、設備投資の動向において全体的に静観する動きが強まりました。

このような経営環境のもと、当社グループは徹底した「顧客第一主義」に基づき、独創的な新製品開発、ソリューション型営業とトータル受注による効率性の高い営業活動を行い、新しい市場の開拓に取り組みました。特に平成24年11月にオープンしました「イトーキ東京イノベーションセンター“SYNQA”（シンカ）」は、共創をテーマに外部の知を取り入れ、今までにない新しい価値を提供するために、パートナーと一緒にビジネスを構築していく新規事業創造拠点という位置づけで展開してまいります。

また、成長・拡大戦略の一つとして、海外向け新ブランド「joyten」の展開を促進し、アジア圏の市場、米国市場に現地企業とのパートナーシップの構築により、商品の販売が進み堅調に推移しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は1,055億8百万円（前連結会計年度比14.6%増）、営業利益は34億41百万円（前連結会計年度比309.1%増）、経常利益は37億35百万円（前連結会計年度比175.1%増）、当期純利益は27億2百万円（前連結会計年度は16億21百万円の損失）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏の大型新築ビルの供給により、安全、安心なオフィスビルへの移転需要が高まり、またそれに加えて二次、三次移転の需要が発生しました。

このような状況のもと、当社の得意とするソリューション提案によりトータル受注を目指し、多様化する市場ニーズに対応し専門性と総合力で「攻め」の営業を展開しました。

また、重点市場である医療・教育・自治体・官公庁においても新製品の開発、製品化を進め、合併、統合案件のファシリティマネジメント提案などの堅調な伸びにより、売上高、利益が増加いたしました。

業績は、売上高498億60百万円（前連結会計年度比5.1%増）、営業利益20億11百万円（前連結会計年度比23.2%増）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、オフィス事業以外でコア事業を確立するために、建材・物流設備・セキュリティ設備・研究設備・商業施設設備等における独創的な差別化製品の開発と市場投入の継続およびオフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に努めました。

なお、平成24年1月1日に当社研究施設事業を株式会社ダルトンへ事業譲渡し、イトーキグループとしての当該事業はすべて同社が中核となり事業展開することとなりました。同社の市場シェアは業界NO. 1であり、イトーキとの協業によりさらにその幅を拡大し連結業績に貢献しました。

また、建材事業の販売も順調に伸び、内作化の推進により収益性も改善しております。

業績は、売上高518億99百万円（前連結会計年度比27.3%増）、営業利益14億1百万円（前連結会計年度は6億71百万円の損失）となりました。

[その他]

その他の事業については、学習家具分野において、単品学習家具事業から学習環境をトータルに提案する学習環境事業に転換を図りながら、コスト削減にも取り組んだことにより、収益性が改善いたしました。今後は大人の学習環境提案による新しい市場への参入、WEB販売事業での新規販路の拡大等を図ってまいります。

業績は、売上高37億48百万円（前連結会計年度比3.1%減）、営業利益28百万円（前連結会計年度は1億19百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、足元では株式市場の持ち直し、円高修正の局面が続いており輸出関連企業をはじめ、景気回復への期待感が高まりつつあります。その一方で、欧州債務問題による世界経済の下振れリスクが払拭されず、また、日中関係の悪化、新興諸国の成長力の低下等もあり、先行きがやや不透明な状況でもあります。

当社グループとしましては、このような状況の中、オープンイノベーションを加速させる「SYNQA」を最大限に活用し、今までにない新しい価値を顧客に提供し、需要の獲得と創造を狙います。

引き続き商品力・生産力・営業力の全てにおいてコンペティターを凌駕し、「業界No.1」企業を目指した経営戦略を押し進めます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	平成21年度 (第60期)	平成22年度 (第61期)	平成23年度 (第62期)	平成24年度 (第63期) (当期)
売上高(百万円)	79,436	83,253	92,087	105,508
経常利益(百万円)	△4,901	533	1,358	3,735
当期純利益(百万円)	△8,272	186	△1,621	2,702
1株当たり当期純利益(円)	△163.14	3.70	△32.63	54.37
総資産(百万円)	74,612	77,551	87,222	89,256
純資産(百万円)	36,266	36,017	34,963	38,240
1株当たり純資産額(円)	696.06	707.70	662.72	723.51

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 平成21年度は、大幅な需要の減退により、売上高、利益ともに大きく減少し、大幅な当期純損失となりました。

3. 平成23年度は、特別損失に東日本大震災による被災費用、希望退職者募集に伴う割増退職金等を計上したことにより当期純損失となりました。

4. 平成24年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社イトーキマーケットスペース	200	100.0	商業設備機器の販売
株式会社タイムック	97	100.0	電子機器の製造・販売
株式会社イトーキ大阪工務センター	10	100.0	工事の施工・監理
株式会社イトーキテクニカルサービス (注)1	100	100.0	保守・サービス
株式会社シマソービ (注)2	10	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜(蘇州)家具有限公司	1,000	100.0	事務・店舗用什器等の製造・販売
株式会社イトーキ北海道 (注)3	40	100.0	事務用家具等の販売
富士リビング工業株式会社	60	87.1	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	84.5	鉄扉・貸金庫等の製造
伊藤喜オールスチール株式会社	891	82.2	鋼製家具・機器の製造・販売
株式会社ダルトン	1,387	51.9	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ工務センター	14	48.1	工事の施工・監理

(注) 1. 株式会社イトーキテクニカルサービスの議決権比率には、間接所有分の20.0%を含んでおります。

2. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。

3. 株式会社イトーキ北海道の議決権比率には、間接所有分の1.2%を含んでおります。

③ 企業結合の経過および成果

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社12社ならびに株式会社ダルトンの子会社5社および持分法適用関連会社1社であります。なお企業結合の成果につきましては、「(1)事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

④ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
オープンアーク社	オランダ	座スライド式チェアの製造、販売権の許与
ワールドナー社	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容（平成24年12月31日現在）

事業内容	主要な製品およびサービス
オフィス関連事業	事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス管繕、組立・施工等の物流サービス等
設備機器関連事業	建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器等
そ の 他	学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具、什器の修理、メンテナンス等

(8) 主要な営業所および工場（平成24年12月31日現在）

① 当社

- (a) 本社 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
 (b) 東京本社 東京都中央区入船3丁目2番10号
 (c) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 （盛岡・東北の各支店）
東 京 都	営業本部 東京西支社 （第1～4・多摩の各支店） 東京東支社 （千代田・中央の各支店） 東京中央支社 （第1～3支店、教育医療営業部） 金融営業統括部 （第1～3・金融中央の各支店） 情報通信営業統括部 設備機器営業統括部 （物流システム東京・セキュリティ設備 東京の各支店・原子力施設販売課） パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部（東日本支店） 建材事業本部 建材商品営業統括部 （東日本建材第1～4支店）
関 東 信 越 地 方 （東京都を除く）	営業本部 東日本支社 （長野・新潟・宇都宮・群馬・茨城・千葉・埼玉の各支店） 神奈川販売統括部（横浜・横浜中央・平塚の各支店）
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中部支社 （名古屋第1～2・名古屋中央・市場別販売・静岡・北陸の各支店） パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部（中部・北陸支店）
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 （大阪・第1～5・京都の各支店） 設備機器営業統括部 西日本物流システム販売課 パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部（西日本支店） 建材事業本部 建材商品営業統括部 西日本建材支店
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 （広島・岡山・四国・福岡・九州・鹿児島 の各支店）

(d) 生産拠点

区 分	名 称
関 東 地 方	生産本部 関東工場 パーティション製造部（千葉市緑区）
近 畿 地 方	生産本部 関西工場 デスク製造部（大阪府寝屋川市） スチール棚製造部（京都府八幡市） キャビネット製造部、チェア製造部、電子機器製造部（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は、平成25年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区） 株式会社タイムック（茨城県常陸太田市） 株式会社イトーキ大阪工務センター（大阪市中央区） 株式会社イトーキテクニカルサービス（東京都中央区） 株式会社シマソービ（横浜市中区） 株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区） 富士リビング工業株式会社（石川県白山市） 株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市） 伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市） 株式会社ダルトン（東京都中央区） 株式会社イトーキ工務センター（東京都中央区）
海 外	伊藤喜（蘇州）家具有限公司（中国江蘇省太倉市）

(9) 従業員の状況（平成24年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,237名	64名増

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,936名	28名減	41歳4ヵ月	14年9ヵ月

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

(10) 主要な借入先（平成24年12月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	2,196
株式会社三井住友銀行	1,256
株式会社商工組合中央金庫	1,062
株式会社みずほ銀行	800
株式会社横浜銀行	599
三井住友信託銀行株式会社	582
株式会社京葉銀行	574

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 52,143,948株（うち自己株式 2,441,569株）
- ③ 株主数 7,643名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社みずほコーポレート銀行	2,171	4.36
日本生命保険相互会社	2,170	4.36
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,901	3.82
伊 藤 七 郎	1,877	3.77
イトーキ協力会社持株会	1,764	3.54
株 式 会 社 ア シ ス ト	1,586	3.19
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,113	2.24
イトーキ従業員持株会	1,103	2.22
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,069	2.15
伊 藤 裕 子	912	1.83

(注) 持株比率は自己株式（2,441,569株）を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成24年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 匡 通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 財団法人東京顕微鏡院理事長
代表取締役社長	松 井 正	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	近 光 勝	建材事業本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	伊原木 秀 松	生産本部長
取 締 役	永 田 宏	
取 締 役	宮 本 照 武	
常 勤 監 査 役	細 田 久 雄	
監 査 役	飯 沼 良 祐	
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役 東急建設株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、宮本照武の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役細田久雄氏は、長年にわたり当社において企画・経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、取締役永田 宏氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退 任 理 由
野 口 創	取 締 役	平成24年3月28日	任期満了による退任
細 田 久 雄	取 締 役	平成24年3月28日	任期満了による退任
鈴 木 宏 和	監 査 役	平成24年3月28日	任期満了による退任

③ 取締役および監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	166百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	25百万円 (8百万円)
合 計	12名	192百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、平成24年3月28日開催の当社第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年3月29日開催の当社第51回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成2年3月29日開催の当社第40回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与28百万円（取締役6名に対し24百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役3名に対し3百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円））が含まれております。なお、この支給額は、当社第63回定時株主総会において決議予定の「取締役の報酬額改定の件」および「監査役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定の額です。

④ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーション、東急建設株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述3社との間に特別の関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況
主な活動内容

地位	氏名	主な活動状況
取締役	永田 宏	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
取締役	宮本 照武	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
監査役	飯沼 良祐	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	齋藤晴太郎	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門知識、経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約をそれぞれ締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち株式会社ダルトンは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人の職務の遂行が十分ではない場合および会計監査人が会社からの信用を著しく損なった場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任について、株主総会の議案として提出いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、平成18年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成20年3月28日、平成20年12月18日ならびに平成23年3月25日に改定を行っており、下記は最新（平成23年3月25日一部改定）の決議の概要です。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、従来より取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に努めてきたが、会社法の施行にともない、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向けさらなる体制の整備を図ることとし、この体制の整備についての基本方針を以下のとおり定め、その基本方針を実行するために必要な具体的な事項については、基本方針に則りすでに決定済みのものを再検討し、未決定のものを速やかに定めることとする。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
 - (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
 - (b) 「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
 - (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
 - (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を毎月1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
 - (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
 - (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
 - (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)(b)と同様の推進に努める。
 - (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
 - (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (d) コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
 - (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社に対し「イトーグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
 - (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
 - (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
 - (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について取締役及び使用人に報告を求めることができる。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施する体制とする。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）、更新いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様は、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には、製造部門が分離独立するなど時代に合った

経営を行い、発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余りにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズを、よりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

② 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記①のと通りの当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、それぞれ平成20年（2008年）、平成22年（2010年）を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。また、平成23年（2011年）から平成25年（2013年）までの中期経営計画「ローリングプラン2013」より、過年度の実績及び経営環境の変化等を踏まえ、3ヵ年の計画を1年ごとに更新するローリング方式を採用しておりますが、「ローリングプラン2015」は、取組みを進める諸施策が結実する節目であり、また創業125年を迎える2015年を展望し、平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの4ヵ年の計画といたしました。さらに、今回「ローリングプラン2015」をベースに、最近の業績動向や経営環境の変化等を踏まえ、計画期間を従来どおりの3ヵ年（平成25年～平成27年）として、数値目標の修正を含めた一部見直しを行い、「ローリングプラン2015（Ⅱ）」を策定いたしました。今回のローリングプランでは、徹底した「顧客第一主義」に基づき、収益性の向上と新たな成長を追求し、計画最終年度である2015年度の数値目標を達成すべく、各基本戦略においてアクションプランを強力に推し進めます。そして、商品力・生産力・営業力の全てにおいてコンペティターを凌駕し、常に高い収益を実現する「業界No.1」の企業を目指し、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プランへの更新の目的

本プランは、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思確認のため株主総会を招集し、新

株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にも利益を与えない場合等、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ.に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されており、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,294	流動負債	36,455
現金及び預金	17,441	支払手形及び買掛金	18,555
受取手形及び売掛金	24,935	1年以内に償還する社債	148
有価証券	133	短期借入金	8,272
商品及び製品	3,044	1年以内に返済する長期借入金	2,402
仕掛品	1,438	未払法人税等	621
原材料及び貯蔵品	1,317	未払費用	2,902
繰延税金資産	263	未払消費税等	458
その他	988	賞与引当金	515
貸倒引当金	△267	役員賞与引当金	53
固定資産	39,961	受注損失引当金	120
有形固定資産	27,928	違約金損失引当金	127
建物及び構築物	13,352	製品保証引当金	31
機械装置及び運搬具	2,897	債務保証損失引当金	55
土地	10,248	その他	2,189
建設仮勘定	205	固定負債	14,560
その他	1,224	社債	306
無形固定資産	705	長期借入金	3,085
のれん	6	繰延税金負債	1,006
その他	699	退職給付引当金	6,075
投資その他の資産	11,327	役員退職慰労引当金	210
投資有価証券	4,827	製品自主回収関連損失引当金	190
長期貸付金	278	負のれん	1
敷金	1,724	預り保証金	2,786
保険積立金	2,448	その他	897
繰延税金資産	157	負債合計	51,016
その他	2,718	(純資産の部)	
貸倒引当金	△826	株主資本	35,640
資産合計	89,256	資本金	5,277
		資本剰余金	13,020
		利益剰余金	18,520
		自己株式	△1,178
		その他の包括利益累計額	319
		その他有価証券評価差額金	459
		為替換算調整勘定	△140
		少数株主持分	2,280
		純資産合計	38,240
		負債純資産合計	89,256

連結損益計算書

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		105,508
売上原価		70,027
売上総利益		35,481
販売費及び一般管理費		32,040
営業利益		3,441
営業外収益		
受取利息	52	
受取配当金	130	
負のれん債却額	9	
持分法による投資利益	0	
受取貸料	184	
受取保険金	250	
その他	184	813
営業外費用		
支払利息	223	
賃貸建物等減価償却費	65	
賃貸建物等管理費用	36	
債務保証損失引当金繰入額	55	
その他	137	518
経常利益		3,735
特別利益		
製品自主回収関連損失引当金戻入額	68	
保険解約返戻金	55	
抱合せ株式消滅差益	62	
受取補償金	56	
その他	26	269
特別損失		
固定資産除却損	140	
投資有価証券評価損	109	
関係会社株式評価損	19	
特別退職金	36	
その他	45	352
税金等調整前当期純利益		3,653
法人税、住民税及び事業税	718	
法人税等調整額	△29	688
少数株主損益調整前当期純利益		2,964
少数株主利益		262
当期純利益		2,702

連結株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,277	13,020	16,066	△1,177	33,187
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△248		△248
当 期 純 利 益			2,702		2,702
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	2,453	△0	2,453
当 期 末 残 高	5,277	13,020	18,520	△1,178	35,640

	その他の包括利益累計額			少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△95	△152	△247	2,024	34,963
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△248
当 期 純 利 益					2,702
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	555	12	567	255	823
連結会計年度中の変動額合計	555	12	567	255	3,276
当 期 末 残 高	459	△140	319	2,280	38,240

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年2月21日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,449	流動負債	27,610
現金及び預金	10,729	支払手形	4,122
受取手形	6,180	買掛金	10,255
売掛金	13,918	短期借入金	6,645
有価証券	56	1年以内に返済する長期借入金	1,596
商品及び製品	2,094	リース負債	331
仕掛品	799	未払金	404
原材料及び貯蔵品	716	未払法人税等	90
短期貸付金	1,363	未払消費税	283
その他貸付金	496	未払費用	2,534
貸倒引当金	△906	賞与引当金	313
固定資産	36,087	役員賞与引当金	33
有形固定資産	21,909	受注損失引当金	118
建物	11,406	違約金損失引当金	127
構築物	230	債権保証損失引当金	55
機械及び装置	2,346	その他	697
車両及び運搬具	9	固定負債	10,646
工具器具備品	474	長期借入金	1,921
土地	6,843	リース負債	506
リース資産	497	繰延税金負債	647
建設仮勘定	101	退職給付引当金	4,510
無形固定資産	527	製品自主回収関連損失引当金	190
ソフトウェア	117	預り保証金	2,758
電話加入権	82	資産除去債務	111
リース資産	301	負債合計	38,256
その他	26	(純資産の部)	
投資その他の資産	13,651	株主資本	32,823
投資有価証券	4,243	資本金	5,277
関係会社	3,823	資本剰余金	13,019
長期貸付金	1,087	資本準備金	10,816
敷金	1,464	その他資本剰余金	2,203
保険積立金	1,732	利益剰余金	15,704
入会金	358	利益準備金	881
その他貸倒引当金	2,260	その他利益剰余金	14,823
資産合計	71,537	配当準備積立金	250
		固定資産圧縮積立金	1,486
		別途積立金	12,230
		繰越利益剰余金	856
		自己株式	△1,178
		評価・換算差額等	456
		その他有価証券評価差額金	456
		純資産合計	33,280
		負債純資産合計	71,537

損 益 計 算 書

（平成24年1月1日から）
（平成24年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	80,709
売 上 原 価	55,578
売 上 総 利 益	25,131
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	23,562
営 業 利 益	1,569
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	76
受 取 配 当 金	195
受 取 賃 貸 料	277
受 取 保 険 金	187
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	63
そ の 他	179
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	144
賃 貸 建 物 等 減 価 償 却 費	96
賃 貸 建 物 等 管 理 費 用	60
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	55
そ の 他	46
経 常 利 益	2,143
特 別 利 益	
事 業 譲 渡 益	349
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	62
製 品 自 主 回 収 関 連 損 失 引 当 金 戻 入 額	68
そ の 他	18
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	134
投 資 有 価 証 券 評 価 損	105
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19
そ の 他	38
税 引 前 当 期 純 利 益	2,344
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	64
法 人 税 等 調 整 額	△5
当 期 純 利 益	2,285

株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計
						配当準備 積立金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	5,277	10,816	2,203	13,019	881	250	1,489	12,230	△1,182	13,667	
当 期 変 動 額											
剰余金の配当									△248	△248	
当 期 純 利 益									2,285	2,285	
自己株式の取得											
自己株式の処分			△0	△0							
固定資産圧縮積立金の取崩							△2		2	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△0	△0	—	—	△2	—	2,039	2,036	
当 期 末 残 高	5,277	10,816	2,203	13,019	881	250	1,486	12,230	856	15,704	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,177	30,787	△94	△94	30,692
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△248			△248
当 期 純 利 益		2,285			2,285
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0			0
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			551	551	551
当 期 変 動 額 合 計	△0	2,036	551	551	2,587
当 期 末 残 高	△1,178	32,823	456	456	33,280

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年2月21日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、東京本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 2月25日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役 細 田 久 雄 ㊟

社外監査役 飯 沼 良 祐 ㊟

社外監査役 齋 藤 晴 太 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額497,023,790円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成25年3月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役山田匡通、松井 正、近光 勝、伊原木秀松、永田 宏、宮本照武の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま だ まさ みち 山 田 匡 通 (昭和15年5月5日生)	昭和39年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成3年4月 同行取締役 平成7年4月 同行常務取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）常務取締役 平成12年6月 同行専務取締役 平成14年9月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）代表取締役会長 平成16年6月 東京急行電鉄株式会社常勤監査役 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社代表取締役会長（現） （重要な兼職の状況） 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 財団法人東京顕微鏡院理事長	618,699株
2	まつ い ただし 松 井 正 (昭和21年5月12日生)	昭和44年4月 旧株式会社イトーキ入社 平成9年12月 同社東京法人販売部長 平成12年12月 同社執行役員代販推進本部長 平成14年12月 同社執行役員九州支社長 平成17年6月 当社執行役員オフィス事業部営業本部西日本支社長 平成20年1月 当社常務執行役員マーケティング本部長 平成21年1月 当社専務執行役員 平成21年3月 当社代表取締役社長（現）	49,776株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ちか みつ まさる 近 光 勝 (昭和23年9月17日生)	昭和46年4月 高千穂交易株式会社入社 昭和50年3月 旧株式会社イトーキ入社 平成10年12月 同社執行役員営業総本部販売推進部長 平成11年12月 同社執行役員営業推進本部長兼販売推進部長 平成14年6月 同社執行役員開発本部長 平成15年6月 同社執行役員オフィス商品本部長 平成15年12月 同社執行役員事業統括本部長 平成17年2月 同社取締役常務執行役員事業統括本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員オフィス事業部商品本部長 平成20年1月 当社取締役常務執行役員業務本部長 平成20年3月 当社取締役専務執行役員業務本部長 平成22年1月 当社取締役専務執行役員建材事業本部長(現)	7,198株
4	いばらぎ ひで まつ 伊原木 秀松 (昭和24年4月18日生)	昭和48年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 昭和60年2月 同社欧州事務所出向 平成7年1月 米国ニュー・ユナイテッド・モーター・マニュファクチャリング(トヨタ自動車株式会社と米国ゼネラル・モーターズの合弁会社)出向 平成12年1月 トヨタ自動車株式会社生産調査部主査 平成18年1月 インドネシアトヨタ自動車社長 平成20年11月 当社入社、顧問 平成21年1月 当社常務執行役員生産本部長 平成23年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員生産本部長(現)	23,762株
5	なが た ひろし 永 田 宏 (昭和16年2月22日生)	昭和45年4月 三井物産フランス株式会社入社 平成8年6月 三井物産株式会社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長 平成14年4月 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント 平成16年6月 同社顧問 平成17年4月 早稲田大学大学院商学研究科(MBAコース)客員教授 平成20年3月 当社社外取締役(現)	4,509株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	みやもと てる たけ 宮本照武 (昭和18年9月16日生)	昭和41年4月 三菱地所株式会社入社 平成8年6月 同社取締役社長室企画部長 平成10年1月 同社取締役経理部長 平成12年4月 同社常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成19年4月 同社顧問 株式会社横浜ロイヤルパークホテル代表取締役社長 平成23年3月 当社社外取締役(現)	6,480株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、宮本照武の両氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 永田 宏、宮本照武の両氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
4. 永田 宏、宮本照武の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、永田 宏氏が5年、宮本照武氏が2年となります。
5. 当社は、永田 宏、宮本照武の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。永田 宏、宮本照武の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、永田 宏氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふじ た すくろ 藤田 傑 (昭和19年7月22日生)	昭和38年4月 大阪国税局入局 平成7年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成9年7月 南税務署副署長 平成11年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 平成13年7月 旭税務署長 平成15年7月 旭税務署長退官 平成15年8月 税理士登録(現) 平成15年9月 藤田傑税務会計事務所開設(現)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田 傑氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。

3. 藤田 傑氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。同氏は、過去に直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。藤田 傑氏の選任が承認され、その任期中に監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は、平成13年3月29日開催の第51回定時株主総会において月額25百万円以内とご承認いただいております（なお社外取締役分はそのうち月額3百万円以内です）が、この固定報酬枠とは別枠として、変動報酬枠を設けさせていただきたいと存じます。

変動報酬枠の報酬等の額は、取締役について各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）といたしたいと存じます。また各取締役への支払時期および配分等については、取締役会に一任願いたいと存じます。

変動報酬枠を導入するのは、取締役の業績向上に対する意欲士気を高め、取締役の報酬等のあり方として妥当と考えるためです。また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は引き続き6名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社監査役の報酬額は、平成2年3月29日開催の第40回定時株主総会において月額5百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査業務強化等のため、報酬等の金額を月額10百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名です。

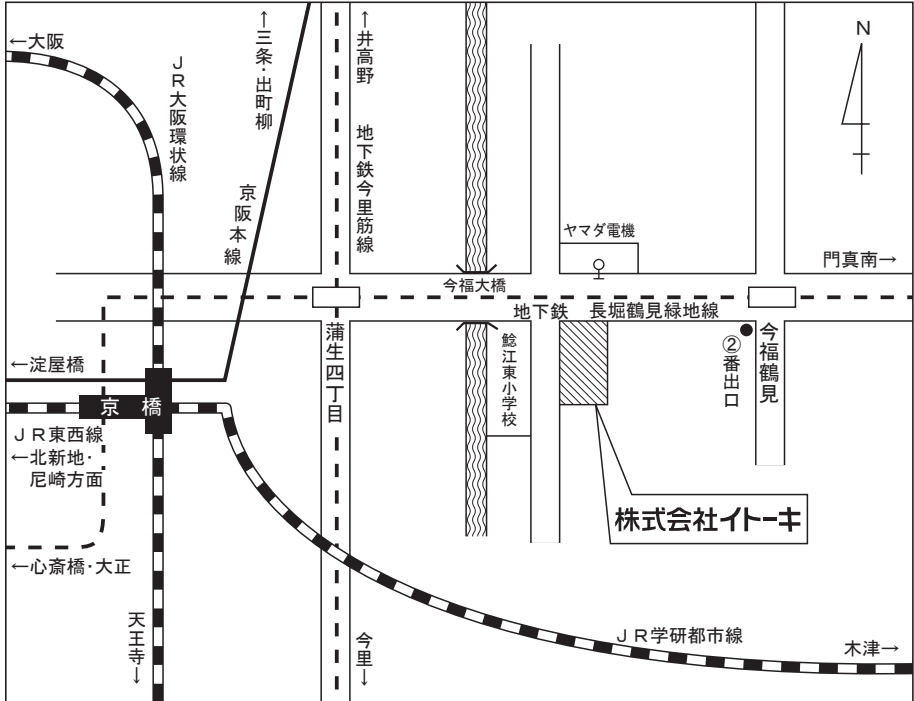
以上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
株式会社イトーキ 当社10階ホール
電 話 (06) 6935-2200 (代表)



交通機関

●大阪市営地下鉄をご利用の場合
長堀鶴見緑地線「今福鶴見」下車②番出口西へ徒歩5分。

●大阪市営バスをご利用の場合
「京橋北口」より、「地下鉄門真南」行に乗車、「鯉江東小学校前」下車すぐ。